

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 2 月 21 日

鳥取県立日野高等学校長 坪倉 寿樹

1 調達内容

(1) 調達物品の名称

プロパンガス

(2) 納入期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 納入場所及び年間納入予定数量

鳥取県立日野高等学校の次の施設

ア 本校舎 バルク貯槽（鳥取県日野郡日野町根雨 310） 1,500 立方メートル

イ 本校舎 選択教室棟（同上） 1.0 立方メートル

ウ 双葉寮（鳥取県日野郡日野町根雨 348） 1,900 立方メートル

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

入札書には、入札説明書に示す方法に従って算出した本件入札に示した物品（以下「本物品」という。）の納入に要する費用の総額（消費税及び地方消費税を含む。）を入札金額として記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類のプロパンに登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 令和 2 年度以降に、鳥取県米子市又は日野郡にある国、県、地方公共団体又はその他の法人が発注した本物品を年間 1,000 立方メートル以上提供する契約を履行した実績を有する者又は現在履行中である者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立日野高等学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒698-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 310

鳥取県立日野高等学校

電話 0859-72-0365

電子メール hino-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 6 年 2 月 21 日（水）から同年 3 月 4 日（月）までの間にインターネットの鳥取県立日野高等学校ホームページ

(<http://www.torikyo.ed.jp/hino-h/>) から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年2月21日(水)から同年3月4日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年第178号)に記載する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定通信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月13日(水) 午前11時00分 即時開札

(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月12日午後5時とする。)

イ 場所

鳥取県日野郡日野町根雨310

鳥取県立日野高等学校応接室2

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和6年3月4日(月)正午までに4の(1)の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (5) 入札者は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した入札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和6年2月定例会において本件物品に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。